

議第22号

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例

京都市市民活動センター条例の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「通算して3年」を「継続して5年」に改める。

別表第1京都市左京東部いきいき市民活動センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

京都市左京東部いきいき市民活動センターを廃止する等の必要があるので提案する。